

佐賀県立佐賀城本丸歴史館処務規をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

佐賀県知事 古川 康

佐賀県規則第四十九号

佐賀県立佐賀城本丸歴史館処務規則

(趣旨)

第一条 この規則は、佐賀県佐賀城本丸歴史館（以下「歴史館」という。）の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 歴史館に次の課を置く。

総務課

企画学芸課

(分掌事務)

第三条 課の分掌事務は、次のとおりとする。

総務課

- 一 人事、庶務及び会計に関すること。
- 二 文書の收受、発送、整理及び保存に関すること。
- 三 公印の管守に関すること。
- 四 財産の管理及び館内の取締りに関すること。
- 五 その他企画学芸課の所管に属しない事務に関すること。

企画学芸課

- 一 各種事業の企画調整に関すること。
- 二 広報広聴、情報発信及び誘客に関すること。
- 三 県民協働に関すること。
- 四 佐賀県立佐賀城本丸歴史館協議会に関すること。

- 五 歴史館資料の収集、保存及び展示に関すること。
- 六 歴史館資料の利用に対する説明、助言及び指導に関すること。
- 七 歴史館資料の調査及び研究に関すること。
- 八 歴史館資料の案内書、解説書、目録、年報、調査研究の報告書等の作成及び頒布に関すること。
- 九 歴史館資料に関する講演会、講習会、映写会、研修会等の主催及びその開催援助に関すること。
- 十 他の博物館、美術館その他関係機関、団体等との情報の交換及び資料の相互貸借に関すること。
- 十一 他の教育機関等との協力及び援助に関すること。
- 十二 その他歴史館の事業についての専門的事項に関すること。

(職制)

第四条 歴史館に館長及び副館長を置く。

- 2 館長及び副館長は、非常勤とすることができる。
- 3 館長は、館務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 4 副館長は、館長を助け、館務を整理し、館長不在のときは、その職務を代行する。
- 5 副館長は、前項の規定により代行した事項について必要があると認められるものは、速やかに、館長の後閲を受けなければならない。

第五条 課に課長を置く。

- 2 課長は、上司の命を受けて、その課の事務を掌理する。
- 3 館長及び副館長がともに不在のときは、企画学芸課長がその職務を代行する。
- 4 企画学芸課長は、前項の規定により代行した事項について必要があると認められるものは、速やかに、館長の後閲を受けなければならない。

第六条 課に係長を置くことができる。

2 係長は、上司の命を受けて、その課の事務の一部を処理する。

第七条 前二条に定める者のほか、歴史館に課長及び係長を置くことができる。

2 前項の規定により置かれた職にある者は、上司の命を受けて、歴史館の企画調整及び経営に関する事務の一部を処理する。

(館長の専決事項)

第八条 館長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。

一 職員の事務分掌に関すること。

二 職員の旅行を命令すること。

三 職員の欠勤並びに慶弔休暇、年次休暇、夏季休暇、生理休暇、産前産後通院休暇、妊婦通勤緩和休暇、妊娠障害休暇、出産補助休暇、配偶者出産時育児休暇、育児休暇、特別休暇(裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署に出頭する場合を除く。)及び引き続き十日以内の病気休暇並びに地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十九条第一項の規定に基づく部分休業願の処理に関すること。

四 職員の週休日の振替並びに時間外勤務代休時間及び休日の代休日の指定に関すること。

五 職員の扶養手当、住居手当及び通勤手当の認定に関すること。

六 佐賀県情報公開条例(昭和六十二年佐賀県条例第十七条)に基づく公文書の開示及び佐賀県個人情報保護条例(平成十三年佐賀県条例第三十七号)に基づく個人情報の開示の決定等に関すること。

七 条例第四条第二項第一号及び第二号に掲げる者の観覧料の免除に関すること。

八 その他軽易な事項に関すること。

2 前項の規定にかかわらず、副館長は、館長が非常勤の場合には、前項各号

に掲げる事務について専決処理することができる。この場合において、前項中「職員の」とあるのは「職員（館長を除く。）の」とする。

3 副館長、課長及び係長は、館長が専決することができる事務のうち、館長が定めるものを専決することができる。

4 館長は、第一項の規定により処理した事項のうち、特に重要であり、又は異例に属すると認められるものについては、関係書類を添えて、文化・スポーツ部長に報告しなければならない。

5 前二項の規定は、第二項の規定により副館長が専決処理する場合について準用する。この場合において、第三項中「副館長、課長及び係長」とあるのは「課長及び係長」と、「館長」とあるのは「副館長」と、第四項中「第一項」とあるのは「第二項」と読み替えるものとする。

（警備防災の計画）

第九条 館長は、年度の初めに、警備及び防災の計画を作成し、文化・スポーツ部長に報告しなければならない。

（附属設備使用料の額）

第十条 条例第七条に規定する附属設備使用料の額は、別表のとおりとする。

（施設使用料等の減免）

第十一条 条例第九条第二項各号のいずれかに該当する場合の施設使用料及び附属設備使用料（以下「施設使用料等」という。）は、同項第一号に該当する場合は当該施設使用料等の百分の五十に相当する額とし、同項第二号に該当する場合は当該施設使用料等の全額を免除し、同項第三号に該当する場合は当該施設使用料の百分の三十に相当する額とする。

2 条例第九条第二項第一号、第二号又は第三号の規定により施設使用料等の減額又は免除を受けようとする者は、佐賀城本丸歴史館施設使用料等減免申請書（様式第一号）を館長に提出しなければならない。

(使用料の還付)

第十二条 条例第十条の規定により使用料の還付を受けようとする者は、使用料還付請求書(様式第二号)を館長に提出しなければならない。

(補則)

第十三条 この規則に定めるもののほか、歴史館の組織等に関し必要な事項については館長が別に定める。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

別表（第 10 条関係）

附属設備使用料

	区分	単位	使用料（円）	摘要
舞台大道具	座布団	1 枚	50	
	座卓	1 台	100	
	パンチカーペット（大）	1 枚	400	
	パンチカーペット（中）	1 枚	100	
	演台	1 台	400	
	パネルスタンド	1 台	100	
	衝立	1 式	100	
舞台照明器具	パーライト	1 基	200	1 k w
	卓上ライト	1 台	50	
舞台音響器具	プロジェクター	1 台	500	
	スクリーン	1 台	200	
	拡声装置	1 式	300	
	ワイヤレスマイク	1 基	100	

注 1 使用料は、次の使用単位ごとの料金である。

- (1) 午前 9 時 30 分から正午まで
- (2) 午後 1 時から午後 6 時まで

2 附属設備を使用する場合において、条例別表第 1 に規定する使用単位の時間を超えて使用したときは、超過した 1 時間につき当該附属設備についてこの表に規定する使用料の 30 パーセントの額を徴収する。この場合において、その超過した時間に 1 時間に満たない端数があるときは 30 分に満たない時間は切り捨て 30 分以上は 1 時間とし、算定して得た額に 100 円未満の端数があるときは 50 円未満は切り捨て 50 円以上は 100 円とする。

様式第1号(第11条関係)

佐賀城本丸歴史館施設使用料等減免申請書

年 月 日

佐賀県立佐賀城本丸歴史館長 様

申請者 郵便番号 -
 住所
 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)
 氏名
 (団体にあつては、名称及び代表者の氏名)
 電話番号

責任者 住所
 氏名
 電話番号

下記のとおり、施設使用料及び附属設備使用料の減額・免除を受けたいので申請します。

使用目的 (行事の名称等)			
使用日時	準備	年 月 日 () 年 月 日 ()	時 分から 時 分まで
	行事实施	年 月 日 () 年 月 日 ()	時 分から 時 分まで
	原状回復	年 月 日 () 年 月 日 ()	時 分から 時 分まで
使用場所 (で囲む)	外御書院(一之間 二之間 三之間 四之間 東廊下) 御座間・堪忍所		
附属設備 (で囲む)	座布団 座卓 パンチカーペット(大) パンチカーペット(中) 演台 パネルスタンド 衝立 パーライト 卓上ライト プロジェクター スクリーン 拡声装置 ワイヤレスマイク		
減額・免除申請理由	条例第9条第2項第 号該当		
使用料区分	減免前の金額	減免する金額	徴収する金額
施設使用料	円	円	円
附属設備使用料	円	円	円

注 太線枠内は記入しないこと。

この様式に記載された個人情報、佐賀城本丸歴史館の使用に係る事務のため及び上記の誓約事項の確認のために使用します。また、確認情報は、あなたが県と行う他の契約等における身分確認に利用する場合があります。

様式第2号(第12条関係)

使用料還付請求書

年 月 日

佐賀県立佐賀城本丸歴史館長 様

申請者 郵便番号 -

住所

(団体にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名

(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

責任者 住所

氏名

電話番号

下記のとおり使用料の還付を受けたいので請求します。

許可番号	第 号
許可年月日	年 月 日
還付を受けようとする理由	
還付を受けようとする金額	金 円
備考	